

島根県報

号外第六〇号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

目 次

人委規則

職員の子児休業等に関する規則の一部を改正する規則	一
一般職の任期付研究員の採用等に関する規則	一
一般職の任期付職員に関する規則	三
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	五
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	五
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	九
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	九
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一一
職員の分限の手續に関する規則の一部を改正する規則	一一
人事委員会の行う労働基準監督機関の職権の委任に関する規則の一部を改正する規則	一一
人委細則	一一
級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	一一

人事委員会規則

職員の子児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会規則第五号

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

職員の子児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の子児休業等に関する規則（平成四年島根県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二号中「第二十条の三」を「第二十の五」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第六号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(異動の制限)

第二条 任命権者は、条例第三条の規定により、任期を定めて採用された職員を、その任期中、当該職員が現に占めている職と同一の研究業務を行うことを職務とする職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しないものとして人事委員会の承認を得た場合に限り、異動させることができる。

(号級の決定)

第三条 第一号任期付研究員（条例第五条第一項に規定する第一号任期付研究員をいう。

以下同じ。）の同項の給料表の号給は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に依りて、次の各号に定める号給に決定するものとする。

この場合において、二号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

一 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研

究員の職務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 四号給

五 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 六号給

2 第二号任期付研究員（条例第五条第二項に規定する第二号任期付研究員をいう。以下同じ。）の同項の給料表の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。この場合において、三号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

一 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に

従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 三号給
（任期付研究員業績手当）

第四条 条例第五条第五項の特に顕著な研究業績とは、同条第三項又は第四項の規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。

第五条 任期付研究員業績手当は、十二月一日（以下「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研究員に対し、当該基準日の属する月の職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号）第十六条の三に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。
（裁量勤務の手続等）

第六条 条例第九条第一項の規定による職員の裁量による勤務（以下「裁量勤務」という。）に従事させることができる第一号任期付研究員は、休職者及び停職者を除く第一号任期付研究員のうち、その職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量に委ねた場合に、自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができるものと認められる者に限るものとする。

2 任命権者は、第一号任期付研究員を裁量勤務に従事させる場合には、あらかじめ当該第一号任期付研究員の同意を得なければならない。

3 任命権者は、裁量勤務に従事している第一号任期付研究員（以下「裁量勤務研究員」という。）が裁量勤務を継続しないことを希望する旨申し出た場合又は裁量勤務研究員を裁量勤務に従事させることが当該裁量勤務研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められなくなった場合には、速やかに裁量勤務に従事させることをやめなければならない。

4 任命権者は、第一号任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は従事させることをやめる場合には、人事委員会の定めるところにより、当該第一号任期付研究員に対し速やかに通知するものとする。

(勤務場所等)

第七条 裁量勤務研究員は、その勤務公署以外の場合においてその日の勤務のすべてを行う場合で任命権者が必要であると認めるときには、その場所及び勤務内容等任命権者が必要と認める事項についてあらかじめ任命権者に申し出なければならない。

2 任命権者は、裁量勤務研究員に、特定の時間帯にその勤務公署において勤務することその他の特定の方法による職務遂行を命ずる場合には、当該裁量勤務研究員にあらかじめその内容を通知しなければならない。

(勤務の状況についての報告)

第八条 裁量勤務研究員は、研究業務の遂行状況その他の勤務の状況について、任命権者が定める期間ごとに報告しなければならない。

(勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)

第九条 条例第九条第二項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前八時三十分から午後五時十五分まで（午後零時十五分から午後一時までを除く。）の時間帯とする。

第十条 条例第九条第二項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 二 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和二十七年島根県条例第十号。以下「職員休日休暇条例」という。）第二条第一項第二号に規定する休日
- 三 全日にわたり職員休日休暇条例第四条第一項に定める休暇が与えられ、又は承認された日
- 四 第三号に掲げるもののほか、全日にわたり勤務しないことにつき特に承認があった日

(その他)

第十一条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会規則第七号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定任期付職員の号給の決定)

第二条 特定任期付職員（条例第四条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に定める号給に決定するものとする。この場合において、二号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

- 一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給
- 二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号給
- 三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三号給
- 四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給
- 五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給
- 六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給
- 七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用

して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給

(特定任期付職員業績手当)

第三条 条例第四条第四項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第四条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号)第十六条の三に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(一般任期付職員の給料月額の特例)

第五条 任命権者は、一般任期付職員(条例第五条第二項に規定する一般任期付職員をいう。以下同じ。)を採用しようとする場合において、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務及び部内の他の職員との均衡を考慮して特に必要があると認められるときは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年島根県人事委員会規則第七号。以下「初任給規則」という。)、第十四条の規定、県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和三十三年島根県人事委員会規則第十一号。以下「県立学校教育職員給与規則」という。)、第十二条の規定及び市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和三十三年島根県教育委員会規則第十一号。以下「市町村立教職員給与規則」という。)、第八条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

(初任給規則、県立学校教育職員給与規則及び市町村立学校教職員給与規則の規定の適用に関する読替え)

第六条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第九条第四号、第十九条第二号及び第二十四条第二号中「第十六条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第七号)第六条」と、

同規則第二十六条第二項中「第十条から第十七条まで」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第七号)第六条」と、同規則第二十六条の三第三号中「第十六条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第七号)第六条」と、県立学校教育職員給与規則第八条第二号、第十五条第三項第二号及び第十七条第二号中「第十四条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第七号)第六条」と、同規則第十七条の三第二項中「第九条から第十四条の二まで」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第七号)第六条」と、同規則第十七条の五第三号中「第十四条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第七号)第六条」と、市町村立学校教職員給与規則第五条第二号、第十一条の二第一号及び第十二条の四第二項第二号中「第十条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第七号)第六条」と、同規則第十三条の二第二項中「第七条から第十条まで」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第七号)第六条」と、同規則第十三条の四第三号中「第十条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第七号)第六条」として、これらの規定を適用する。

(その他)

第七条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部改正)

2 島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則(平成十三年島根県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一5の項に次の二号を加える。

三 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第六号)の規定による承認

四 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年島根県人事委員会規則第

七号)の規定による承認
別表第一6の項に次の各号を加える。

- 三 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号)の規定による承認
- 四 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定による協議に応じること
- 五 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)の規定による承認

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年島根県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

- 第二十七条の二中「五十八歳」を「五十五歳」に、「六十歳」を「五十七歳」に改める。
- 第二十八条各号列記以外の部分を次のように改める。

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第四条第六項若しくは第九項本文又は第三十五条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、上位の号給(同条の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。)に昇給させることができる。

- 第三十五条第二項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(改正条例附則第三項の規定による昇給)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第九号。以下「改正条例」という。)附則第三項の権衡上必要があると認められる職員は、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十五条、第十六条又は第七条の規定により給料月額を決定された職員のうち、平成十五年四月一日において五十三歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、五十五歳)以上である職員とし、これらの職員については、改正条例による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年島根県条例第一号)第四条第九項の規定にかかわらず、改正条例附則第二項に規定する職員の例により昇給させることができる。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年島根県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

- 第三条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰上げる。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和三十二年人事委員会規則第十一号)の一

部を次のように改正する。

第十八条の二（見出しを含む。）中「五十八歳」を「五十五歳」に改める。

第十九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

教育職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第十一条第一項若しくは第四項本文又は第二十五条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、上位の号給（同条の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。）に昇給させることができる。

第二十五条第二項を削る。

第二十六条中「盲学校、ろう学校及び養護学校に勤務する教育職員の」を「別表第十一の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教育職員欄に掲げる教育職員の占める」に、「その職を占める教育職員」を「当該教育職員に適用される給料表及び職務」に、「別表第十一」を「別表第十一の二」に、「調整数三・〇」を「その者に係る別表第十一の調整数欄に掲げる調整数」に改める。

第三十六条の十一の三中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第三十六条の十一の五中「次に掲げるもの」を「特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること」に改め、各号を削る。

第三十六条の十一の九及び第三十六条の十一の十第一号中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第三十八条の二第一項中「管理職員の占める職に係る別表第十三に掲げる支給割合に並び、次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、各号を次のように改める。

一 管理職員 管理職員の占める職に係る別表第十三に掲げる支給割合に応じ、それぞれ次に定める額

イ 百分の二十五 一万二千元

ロ 百分の二十 一万元

ハ 百分の十六 八千元

ニ 百分の十四及び百分の十二 六千元

ホ 百分の十及び百分の八 四千元

二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第八号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された教育職員 次に掲げる当該教育職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額 一万二千元

ロ 五号給 一万元

ハ 二号給から四号給まで 八千元

ニ 一号給 六千元

第四十条の五第二項中「及び同項第二号に掲げる学長」を「同項第二号に掲げる学長及び同項第三号に掲げる教育職員のうち六号給以上の給料月額を受ける教育職員」に改め、同条第一項に次の一号を加える。

三 任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける教育職員（四号給以下の号給を受ける教育職員を除く。）

第四十条の七中「、人事委員会に協議」を「その旨を書面で人事委員会に通知」に改める。

第四十条の九第二項を削る。

第四十条の十中「、理由を付して」を削る。

第四十条の十一中「（次条において「処分説明書」という。）」を削る。

第四十条の十二を削り、第四十条の十三を第四十条の十二とする。
別表第十一を次のように改める。

別表第十一 (第二十六条関係)

勤務箇所	教 育 職 員	調整数
県立大学	(1) 講座又は付属施設(以下「講座等」という。)に配置されている教授、助教授又は講師で、当該講座等における教育研究の内容と直接関連を有する大学院研究科の授業を常時担当するもの(以下「大学院担当教育職員」という。)のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で主任として四人以上の学生に対する研究指導に従事するもの	三・〇
盲学校	(2) 大学院担当教育職員のうち、博士後期課程を担当する者(1)に掲げる者を除く。	二・〇
ろう学校	(3) 大学院担当教育職員(1)及び(2)に掲げる者を除く。	一・〇
養護学校	教育に直接従事することを本務とする教育職員	三・〇

別表第十一の次に次の別表を加える。

別表第十一の二 (第二十六条関係)

給料の調整額の調整基本額表

イ (大学教育職給料表)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	9,500円 (2号給にあつては7,272円、3号給にあつては7,627円、4号給にあつては8,086円、5号給にあつては8,572円、6号給にあつては8,923円、7号給にあつては9,261円)
2 級	11,200円 (2号給にあつては9,171円、3号給にあつては9,576円、4号給にあつては9,985円、5号給にあつては10,426円、6号給にあつては10,858円)
3 級	12,800円 (1号給にあつては11,493円、2号給にあつては12,082円、3号給にあつては12,663円)
4 級	13,700円 (1号給にあつては12,991円、2号給にあつては13,671円)
5 級	16,400円

ロ (高等学校等教育職給料表)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円 (2号給にあつては6,664円、3号給にあつては6,948円、4号給にあつては7,272円、5号給にあつては7,627円、6号給にあつては8,037円、7号給にあつては8,487円、8号給にあつては8,793円、9号給にあつては9,103円)
2 級	11,800円 (2号給にあつては8,640円、3号給にあつては8,959円、4号給にあつては9,283円、5号給にあつては9,630円、6号給にあつては9,994円、7号給にあつては10,498円、8号給にあつては11,029円、9号給にあつては11,565円)
3 級	13,100円
4 級	14,200円

別表第十六高等学校等教育職給料表の項の次に次のように加える。

別表第十三大学の項中

短期大学交流センター長
大学就職部長

を

大学就職部長
に改める。

任期付職員 条例第四条 第一項の給 料表	五号給以上の給料月額を 受ける教育職員	百分の二十
	四号給及び三号給の給料 月額を受ける教育職員	百分の十五
	二号給及び一号給の給料 月額を受ける教育職員	百分の十

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(改正条例附則第三項の規定による昇給)

2 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第十号。以下「改正条例」という。)附則第三項の権衡上必要があると認められる教育職員は、この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則第十三条、第十四条又は第十四条の二の規定により給料月額を決定された教育職員のうち、平成十五年四月一日において五十三歳以上である教育職員とし、これらの教育職員については、改正条例による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和二十九年島根県条例第六号)第十一条第四項の規定にかかわらず、改正条例附則第二項に規定する教育職員の例により昇給させることができる。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十一号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和六十三年島根県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「浜田工業技術指導所の食品科」を「浜田技術センターの研究開

発科」に改め、「職員」の下に「(浜田技術センターの研究開発科については、食品の加工技術及び製造管理に関する調査、研究開発、試験及び指導に関する業務に従事する職員に限る。)」を加える。

第三条第三項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第四項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条第三項中「及び環境生活部環境政策課」を削る。

第十九条の二第一項中「商工企画課計量係」を「商工政策課計量係」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年島根県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条の四第三項」を「第二十一条の五第三項」に改める。

別表知事部局の部中

本 庁

理事 部長 技監 次長 参事 副参事 副出納長 課長 室長
 主査(庶務担当に限る。) 統括専門技術員 課長補佐(人事課及び庶務、法令又は防災航空隊担当に限る。) 室長補佐(庶務担当に限る。) 主幹(人事課に限る。) 総務係長(秘書課に限る。) 秘書係長 法令係長 職員係長 人事係長 給与係長 企画員(人事課に限る。) 財政課の係長 庁舎管理係長 守衛長 職員係、人事係、給与係及び行政管理担当の主任、主任主事及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。)

を

農業試験場 中山間地域 研究センター	場長 次長 部長 総務課長
所長 次長	

を

消費センター	所長 所長補佐（庶務担当に限る。）
中山間地域 研究センター	所長 次長 部長 総務課長
消防学校	校長 教頭

に、

消費センター	所長 所長補佐（庶務担当に限る。）
消防学校	校長 教頭

を

隠岐支庁	支庁長 局長 次長 部長 総務課長 保健環境課長 業務課長 （水産局及び空港建設局に限る。） 空港管理所長
------	---

に、

隠岐支庁	支庁長 局長 次長 部長 総務課長 保健環境課長 業務課長 空港管理所長
------	---

を

本庁	理事 政策企画局長 部長 技監 統括政策企画監 次長 参事 副参事 副出納長 政策企画監 課長 室長 主査（庶務担当に限る。） 副政策企画監（庶務担当に限る。） 統括専門技術員 課長補佐（人事課及び庶務、法令又は防災航空隊担当に限る。） 室長補佐（庶務担当に限る。） 主幹（人事課に限る。） 総務係長（秘書課に限る。） 秘書係長 法令係長 職員係長 人事係長 給与係長 財政課の係長 庁舎管理係長 守衛長 職員係、人事係、給与係及び行政管理担当の主任、主任主事及び主事（企画に関する事務を行うものに限る。）
----	--

に、

別表教育委員会事務局等の部中

本庁	教育長 教育次長 参事 課長 室長 センター長 主査及び課長補佐（庶務又は人事担当に限る。） 企画人事班長 企画人事主事 総務係長 人事法令係長 給与係長 人事法令係、給与係及び企画人事班の人事給与又は服務担当の主任、主任主事及び主事（企画に関する事務を行うものに限る。） 神海丸船長
----	---

を

高規格道路事務所	所長 次長 業務課長
----------	------------------

に、

高速道路事務所	所長 次長 業務課長
---------	------------------

を

産業技術センター	副所長 統括技術部長 部長 総務課長 浜田技術センター長
----------	--

に、

産業技術センター	所長 次長 部長 総務課長 浜田工業技術指導所長
----------	--------------------------------------

を

県有林事務所	所長
--------	----

に、

林業技術センター	所長 次長 総務課長
----------	------------------

を

農業試験場	場長 次長 部長 総務課長
-------	------------------------

に、

本 庁

教育長 教育次長 参事 課長 室長 センター長 主査、課長補佐、室長補佐及びセンター長補佐（庶務又は人事担当に限る。）
 企画人事班長 企画人事主事 総務係長 人事法令係長 給与係長 人事法令係、給与係及び企画人事班の人事給与又は服務担当の主任、主任主事及び主事（企画に関する事務を行うものに限る。） 神海丸船長

に改

め、別表地方労働委員会事務局の部中「総務課長」を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十三号

職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限の手続に関する規則（昭和二十七年島根県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一条」を「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会の行う労働基準監督機関の職権の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十四号

人事委員会の行う労働基準監督機関の職権の委任に関する規則の一部を改正する規則
人事委員会の行う労働基準監督機関の職権の委任に関する規則（昭和二十八年島根県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十八條第三項」を「第五十八條第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会細則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第一号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和六十年島根県人事委員会細則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表知事の事務局の部本庁（出納局を除く。）の項中

課長補佐	課長補佐	課長	課長
室長補佐	室長補佐	室長	室長（課に置かれた室を除く。）
副指導監査	副指導監査	指導監査	次長
監査	監査	監査	部長
専門技術員	専門技術員	専門技術員	部長

を

副政策企画監	副政策企画監	政策企画監	政策企画監	理事
課長補佐	課長補佐	課長	課長	局長
室長補佐	室長補佐	センター長	室長(課長)	局長
副指導監	副指導監	指導監	指導監	局長
査監	査監	専門技術員	統括団体検査監	
専門技術員	専門技術員	統括団体検査監	統括団体検査監	

に改め、同部県立

大学の項中「次長」を「次長センター長」に改め、同部自治研修所の次に

消防学校	教頭	校長	校長	校長
------	----	----	----	----

を加え、同部消防学校の項を削り、同部中山間地域研究センターの項中「課長」を「課長部長」に改め、同部総務事務所の次に

中山間地域研究センター	課長	部長	部長	所長
-------------	----	----	----	----

を加え、同部中山間地域研究センターの項を削り、同部産業技術センターの項中

「次長」を「副所長」に改め、同

部高速道路事務所の項中「高速道路事務所」を「高規格道路事務所」に改め、教育委員会の部本庁の

課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐
センター長	センター長	センター長	センター長	センター長
班長	班長	班長	班長	班長
企画人事主事	企画人事主事	企画人事主事	企画人事主事	企画人事主事
文化財保護主事	文化財保護主事	文化財保護主事	文化財保護主事	文化財保護主事

に改め、監査委員の事務部局

の部監査委員事務局の項中「次長」を「次長課長」に改める。

別表の4の表知事の事務部局の部中山間地域研究センターの項中

所長	所長	所長	所長	所長
特別研究員	特別研究員	特別研究員	特別研究員	特別研究員

に改め、同部本庁の次に

中山間地域研究センター	研究員	主任研究員	科長	所長
研究補助員	研究員	主任研究員	科長	所長
研究員	研究員	主任研究員	科長	所長
主任研究員	主任研究員	主任研究員	科長	所長
特別研究員	特別研究員	特別研究員	科長	所長

を加

え、同部中山間地域研究センターの項を削り、同部林業技術センターの項を削り、同部産業技術センターの項中

特別研究員	指導所長	科長	主査	部長	所長
-------	------	----	----	----	----

部 所

長 長

を

特別研究員	科長	主査	センター長	部長	統括技術部長
-------	----	----	-------	----	--------

部	統括技術部
長	長

に改める。

別表の6の表知事の事務部局の部中央病院の項中

医療技術局長	医療技術局次長	薬剤科長	放射線技術科長	検査技術科長	臨床工学科長	リハビリテーション技術科長
--------	---------	------	---------	--------	--------	---------------

を

医療技術局長	医療技術局次長	薬剤科長	放射線技術科長	検査技術科長	臨床工学科長	リハビリテーション技術科長	主査
--------	---------	------	---------	--------	--------	---------------	----

に改

め、同部湖陵病院の項中

薬剤科部長

を

薬剤科部長	主査
-------	----

に改める。

備考の1の項中「第九十三条」を「第九十条」に改める。

附 則

この細則は、平成十五年四月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)